

平成29年度第2回小美玉市総合教育会議議事録

1 日 時 平成29年11月24日（金）午前9時30分～午前10時30分

2 場 所 小美玉市役所 本庁2階 政策会議室

3 出席者 (市長及び教育委員会)
島田市長，加瀬教育長，鶴町職務代理者，中村教育委員，澤島教育委員，
山口教育委員，柴田教育委員

(事務局)

市長公室長，教育部長，指導室長，政策調整課長，学校教育課長
施設整備課長，学校教育課係長，施設整備課係長，
企画調整課まちづくり推進室長，政策調整課主幹

4 会議次第 ○あいさつ ・市長あいさつ
・教育長あいさつ

○協議事項 ①教育大綱について
②その他 ・スクールバスについて
・公立幼稚園について

5 傍聴者 0名

6 内 容

○司会（政策調整課長：以降の表記は「司会」）

皆さんこんにちは。ただいまから平成29年度第2回小美玉市総合教育会議を開会いたします。それでは、はじめに島田市長よりご挨拶申し上げます。

○市長

教育委員会の皆さんには、日頃より、子どもたちの教育の充実・発展、健全育成のためにご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、今年度2回目の会議となりますが、本日の会議では、「教育大綱」についてご協議いただきたいと存じます。

小美玉市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略「ダイヤモンドシティ・プロジェクト」において、シビックプライドの高いまちづくりを目指しているところであり、教育環境の整備は、このシビックプライドの醸成、さらには人口減少対策と定住促進に直結する重要な要素であります。

そうした中、「教育大綱」は教育、学術など文化の振興に関する施策の根本となる方針であり、教育・文化を通してシビックプライドの醸成が図れるように、しっかりと定めていきたいと考えております。

子どもたちが安心安全で、楽しく幸せに過ごせる、より良い教育環境の整備につなげていけるよう、委員の皆さんとの意見交換を有意義なものとしたいと思います。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○司会

続きまして、加瀬教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長

おかげさまで、小学校、中学校ともに非常に安定して勉学に励んでいるところです。

今後、冬休みを迎えるにあたって、各学校で充分指導するよう指示していきたいと思います。

学校統合の問題につきましては、おかげさまで3地区とも順調に進んでおります。

今後、玉里地区、小川南小学校、小川北中学区の3地区のスクールバスについて議論を進めさせていただきたいと思います。

教育大綱につきましては、今後10年間の教育に関する方針であり、非常に大事なものですので、充分にご審議いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○司会

ありがとうございました。それでは、議事進行につきましては島田市長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○市長

はい。それでは、議事進行ということですので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

協議事項の「教育大綱」につきまして、事前に皆さんのお手元に資料が配付されており、内容につきましては既にご承知かと思いますが、確認の意味で、概要について担当所管に説明を求めます。

○学校教育課長

はい。それではまず、教育大綱の概要につきましてご説明させていただきます。

教育大綱の策定につきましては、平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に新たに規定されたものでございます。

大綱は、地方公共団体の長が教育基本法に基づく国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実状に応じて教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。

対象とする期間につきましては、首長の任期が4年であること、国の教育振興基本計画の期間が5年であることから、4年から5年程度を想定しています。

大綱は計画では有りませんので、詳細な取組についてまで策定するものではございません。

また、策定する際や変更する際には、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整をしたうえで首長が策定し、公表しなければなりません。

調整がついた事項を大綱に記載した場合には、首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかりますが、掲げた目標を達成できなかった場合でも尊重義務違反には該当いたしません。

仮に、首長が教育委員会と調整していない事項を大綱に記載しても教育委員会には尊重義務はなく、未調整の事項についての執行は教育委員会が判断することになります。

首長及び教育委員会は策定した大綱のもとに、それぞれの職務権限において所管する事務を執行することになりますので、大綱の策定は首長に対し、教育委員会の職務権限に属する事務の管理、執行に関する権限を与えるものではございません。

大綱の記載事項につきましては、各地方公共団体に委ねられていますが、国が示す主なものとしましては、学校の耐震化や統廃合、放課後対策、幼児教育の充実など首長が有する権限にかかる事項についての目標や、根本となる方針の記載が挙げられています。

大綱の策定につきましては、一から作り上げて行く方法もありますが、地方公共団体の教育振興基本計画や総合計画で教育行政の方針が示されている場合、総合教育会議においてその計画をもって大綱に変えることと判断した場合には別途大綱の策定は必要ないとされております。

次に、現在の本市の教育大綱でございます。「資料1-2」をご覧ください。

平成27年第1回総合教育会議においてご協議いただき、対象期間を平成29年度末として策定しております。

概要につきましては、市総合計画の基本構想部分に施策の大綱がございます。その中の教育に関する部分をもって、教育大綱としています。

次に、平成30年度からの教育大綱（案）についてご説明いたします。「資料1-3」をご覧ください。

教育委員会では平成30年度から平成39年度を計画年度としまして、教育振興基本計画を策定しております。

この計画は、教育基本法に基づくとともに、現在策定中である第2次小美玉市総合計画と整合を図りつつ、小美玉市における教育の基本方針を定め、本市の教育施策を計画的に推進するための基本的な計画でございます。

事務局からご提案させていただく教育大綱（案）につきましては、この教育振興基本計画（案）の基本理念と基本理念に基づく基本方針の部分になります。

2ページをご覧ください、基本理念の説明部分につきましては、大綱を首長が策定することから、子ども達への定住意識やシビックプライド醸成の重要性なども入れ込んだ内容となっております。

この基本理念のもと、下段にあります、3つの視点に基づいて5つの基本方針を掲げ、施策を展開してまいります。

この3つの視点を基に、3ページから基本方針を示しています。

まず、基本方針1ですが、『子どもたちの自主性・自立性を培い、自ら学び、たくましく社会を生き抜く力を育みます。』とし、下段の文章が基本方針1に基づき展開する施策の内容となります。

続きまして、教育基本方針2としまして、『確かな学力の定着を図るとともに活用する力を伸ばし、子供たち一人ひとりの可能性を広げます。』とし、下段が展開する施策になります。

次に、基本方針3としまして、『地域がもつ特色や実態に合わせたより良い学習環境をつくれます。』となっております。

基本方針1から3については、主に学校教育、青少年の健全育成にかかる方針となっております。

基本方針4としまして、『生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくれます。』として、主に生涯学習の分野となっております。

基本方針5としまして、『生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくれます。』として、スポーツの推進の理念となっております。

資料に記載はありませんが、大綱が対象とする期間は、平成30年4月から平成35年3月の5年間としています。

これは、教育振興基本計画の計画期間10年間のうち、5年間で計画見直しを行うことと合わせた期間となっております。

大綱（案）の内容につきましてご協議をお願いいたします。

○市長

ただいま、「教育大綱」について担当から説明がありました。

皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

●澤島委員

非常に整理された内容だと思います。

シビックプライドの醸成ということですが、やはり、自分の住んでいるまち、通っている学校が「大好き」とならなければ学習意欲を湧かせるということは難しいと思いますので、シビックプライドという根幹的なところから考えていく、ということをご核にいただきたいと思います。

●柴田委員

自らが主体的に自分の人生を生きる、自分の想いを胸に行動できる。また、それを応援できるような内容で良いと思います。

●中村委員

基本理念に基づいて大人から子どもまで、また、学校教育から生涯に渡る教育まで網羅されているので、この内容で良いと思います。

○市長

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

この教育大綱（案）をもって、策定に向けて努力して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局に聞きます。教育大綱（案）について、特に修正がないようですが、改めて総合教育会議で協議しますか。

○学校教育課長

修正がなければ1ページ目の市長あいさつを記載し、策定とさせていただきたいと思いません。

○市長

事務局説明のように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

●委員一同

はい。

○市長

では、そのように進めさせていただきます。

それでは、その他としまして、「スクールバスについて」、「公立幼稚園について」の2点が協議事項となっております。まず、スクールバスにつきまして、担当所管に説明を求めます。

○施設整備課長

はい。スクールバスにつきまして説明させていただきます。

まず、資料2-1でございます。

スクールバスの現状といたしまして、平成31年4月の小川南小学校の開校に伴い、統廃合に伴う通学支援としてスクールバスの運行が始まります。

現在、準備委員会においてスクールバスのあり方を検討し、年度内に運行計画をまとめるスケジュールとなっておりますが、課題として、料金の問題及び受益者負担の問題が残っている状況です。

また、現在行われている準備委員会では、市全体についての議論は行わず、あくまでも小川南小学校のスクールバス運行計画に対する検討のみ進めていますが、今後、玉里地区、小川北中地区も統廃合によるスクールバスの運行が必要になってまいります。

玉里地区、小川北中地区については、南小と同様のスタンスで協議を進めていく予定ですが、資料の美野里地区に通う児童の一部に公共交通を活用して学校に通っている事例では、自ら幾らかの負担をしながら通っている状況であり、今後は全体を踏まえた市の方針が必要になってくると考えております。

こうした現状、背景を踏まえて、皆様にスクールバス更には公共交通を利用した通学を踏まえた受益者負担の考え方について意見をお伺いしたく、議題を提案させていただきました。

資料2-1の課題問題点を充分踏まえたご意見を聞かせていただくことで、今後の準備委員会の会議でも教育委員会や市長部局の考え、方向性を持って議論できますので、よろしくお願い致します。

課題、問題点等につきましては、無料にするのか有料にするのか極論でございます。

ただ、無料にする場合は、例にありますとおり、スクールバスであったり、路線バスを活用する手段であったり、さらには地域循環バスを利用するといった手段がいろいろと変わってきますので、これらを踏まえた判断が必要になると考えます。

さらに、無料という方針を打ち出した際には、財源の確保といったものも担保していかなければなりません。

さらには、堅倉小学校の通学手段を考える際には、路線バスとの存続の問題等を整理しなければなりません。

先日、企画調整課とも下打合せをしているところではありますが、やはり市全体としての方針をだす上でも、登下校に関する通学支援のあり方なる全体方針が無いと、手段を議論していく上でもスタートが切れない、という問題を抱えております。

堅倉小学校だけの問題にとどまらず、納場小学校や羽鳥小学校でも遠距離から通っている児童がいて、子どもたちはどうなるのかといったところまで及んでいきますので、そうした中での受益者負担、考え方についてご意見を伺いたいと思います。

また、参考としまして、県内のスクールバスの運行状況を用意しましたので、担当の係長から説明をいたします。

○施設整備課係長

それでは、資料2-2についてご説明いたします。

こちらは、県内44市町村のスクールバス等の運行状況をまとめた資料となっております。

「スクールバス等」の定義につきましては資料の右下にあります、スクールバス、スクールタクシー、路線バス、巡回バスを表しています。

県内44市町村のうち、通学手段として運行していない市町村が5市町村あります。

逆に、何らかの通学支援を講じている市町村が39市町村ございます。

表をご覧頂きますと、市町村名の右列にスクールバスと記載しておりますが、スクールバスを運行している市町村に○と●を付しております。

集計しますと、通学支援を実施している39市町村のうち、30市町村でスクールバスを実施している状況です。それから、利用者負担の内訳ですが、負担なしが21市町村、負担ありが9市町村となっております。

同様に、路線バス等については、スクールタクシーや路線バスを通学支援として実施している市町村になります。

負担なしが8市町村、負担ありが12市町村、合計20市町村となっております。

次に、保護者負担の欄ですが、負担なしから、負担があった場合に月額1,000円から5,000円弱と市町村によって様々な金額となっております。

こちらは運行形態によるものと考えられます。

また、備考欄ですが、こちらは負担があった場合に同一世帯で兄弟がいる場合の減免措置について記載しています。

以上で説明を終わります。

○市長

ただいま担当から説明がありましたが、私からも意見を述べさせていただきます。

この「学校の定員適正化」については、教育委員会主体となり住民の皆さん、保護者の皆さんと話し合いを進めてきたわけではありますが、そういったなか、統廃合に向けてスクールバスは整備して欲しいというご意見があり、それに向けて調整を進めてきた経緯がございます。

確かに、統合することによって遠距離通学となる生徒がいるということ、そして、通学距離が長くなることで危険が増す心配があるということで、安全で安心な環境で登下校ができるにはスクールバスが必要であろうということで、スクールバスの運行について調整を進めているわけです。

今、少子化対策のなかで一番大切なのは、子どもを産み育てやすい環境、それに伴うのが教育環境ということですので、教育環境の整備、さらにはスクールバスの整備をすることが重要だと考えます。

スクールバスが有料か無料か大きな課題ではありますが、先ほどの説明のなかで3分の2は無料ということで説明がありました。

小美玉市といたしましても、人口減少のなかで少子化対策を打って行くというためには負担無しのスクールバス運行を考えていますので、ご理解をいただき、皆さんのご意見を頂きながら取りまとめを行いたいと考えますのでよろしくをお願いします。

また、堅倉小学校区の先後地区と三箇地区は、学校まで非常に遠い地域ですが、歩道も整備されてなく非常に危険であるため、バスを活用する上で一部補助を行い、残りを保護者が負担する形で登下校している状況の中で、今後、他の地域と同じような環境を作っていかなければ公平性を欠くことになるため、その辺もふまえて判断しなければならないと考えますので、ご理解をお願いしたいとおもいます。

また、バス利用は通学距離が3キロ以上ということ、また、補助制度は4キロ以上という課題もありますので、市の負担は若干ありますが、多少負担しても無料と考えますので、ご理解をいただき、ご意見を頂きたいと思えます。

●中村委員

スクールバスの問題は統廃合をきっかけに起きた問題であり、統廃合は大きな流れのなかで必要という結果出てきた問題なので、それに伴うスクールバスの利用については、公平性が重要だと思いますので、利用にあたっては無料が一番いいのではないかと思います。

それと、スクールバスの利用については、軒先から学校までということではなく、児童の体力向上も考え、ある程度子どもを歩かせるという組み合わせでスクールバス運用を考えるべきだと思います。

●鶴町委員

市長のお話大変歓迎します。

教育環境の整備の中では、当然そういうものは支出していくべきという考えは賛成です。

また、スクールバスを利用しない通学路の歩道整備をお願いしたいと思えます。

●澤島委員

適正規模・適正配置については地区ごとに考えてきたと思いますが、スクールバスについては、市全体として共通の問題のため、準備委員会で検討したことは尊重しなければいけないが、市全体の基本方針が必要だと思います。

○施設整備課長

市全体の基本方針につきましては、教育委員会としてよく整理したうえで、進めていきたいと思えます。

●山口委員

スクールバスの無料化は賛成ですが、心配なのは美野里地区との整合性について配慮が必要と思えます。

○市長

現在、美野里地区は関鉄の路線バスを利用していますが、現在、市内の循環バスの利用が可能かどうか検討を進めているところです。

公平性という点では、全体のなかで検討を進めなければならないと考えます。

様々な考え方があろうと思うので、よく整理し、統一された考えのもとに公共交通のあり方を考えて行きたいと思えます。

スクールバスにつきましては、先ほど申したように無料を考えております。

教育委員会でもさらに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
次に、公立幼稚園について担当から説明をお願いします。

○学校教育課長

公立幼稚園につきましては、前回の会議で美野里地区幼稚園での預かり保育にご理解をいただきまして、来年度実施の方向で調整をしてみましたが、残念ながら実施については見送ることとなりました。

その上で、教育委員会事務局としては美野里地区幼稚園の来年度の運営について、園児数が少なくても現状の形で運営し、平成31年度については、30年度の園児数を見ながら今回の総合教育会議でご協議いただきたいと考えておりました。

しかしながら、11月22日現在の平成30年度入園申込人数は元気っ子幼稚園17名、玉里幼稚園16名、竹原幼稚園0名、羽鳥幼稚園14名、堅倉幼稚園8名、納場幼稚園4名の申込数となっております。

前年度より申込数が増加する見込の幼稚園がある一方で、元気っ子、玉里幼稚園は少なくなるのではないかと思います。また、竹原幼稚園は今年度の申込が0名です。

申込期間は12月1日までとなっておりますが、竹原幼稚園についてはこの先も希望をもてる状況ではないと思われます。竹原幼稚園の人数では、友達との関わりを十分に持つことも出来ず、集団保育も成り立たないといった状況であるため、事務局としましては竹原幼稚園単独での運営はこれ以上は難しいと考えております。

次に、資料2ページをご覧ください。今年度の小美玉市内の公立幼稚園、私立保育園、こども園の4歳児・5歳児の入所児童数になります。

市内からは合計で768人が市内の園に入園しています。住民基本台帳平成29年4月1日現在の5歳児の人口が834人ですから、60人以上が市外の幼稚園・保育園に流れていると思われます。

来年度も同数程度が市外に流れると考えれば、公立、私立関係なく、今年度よりも市内の幼稚園・保育園等に入園する児童数は減少するのではないかと考えます。特に、美野里地区に関しましては施設の数が多いため、より分散傾向になることが見込まれます。

さらに、平成33年度人口推計では4歳、5歳児は761人まで減少すると見込まれておりますので、公立幼稚園だけでなく、私立の幼稚園も含めて対策を講じなければならないと思われます。

こうした人口の推計、入園申込状況を踏まえまして、事務局としましては来年度竹原幼稚園を休園する方向で進みたいと考えておりますが、今日の会議で来年度の竹原幼稚園の方向性をご協議いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○市長

公立の幼稚園について事務局より説明がありました。皆様のご意見を伺いたたいと思ひます。

●澤島委員

急に0人になることが考えられないが、これが現実ならば現状に合った取り組みをしなければならぬと思ひます。

○市長

前回、預かり保育を行うことで幼稚園の園児数が増えればという考えもありましたが、なかなか難しく、竹原幼稚園については閉園とならざるを得ない状況であります。

他にご意見ございますか。

●鶴町委員

学区の変更は考えられませんか。

○市長

出来なくはないです。

○教育長

学区の変更は歴史的な問題もあるので、実際に行うとなると難しい部分もあります。

●鶴町委員

学区の変更となると、地域の結びつきなどもあり実際には難しいということですね。

●中村委員

園児数が減っていることはどの園にも当てはまりますが、竹原幼稚園が目だって少ないことの理由は何ですか？

○学校教育課長

資料3の3ページ目にあるとおり、竹原小学校区の3歳児の数が4歳、2歳と比べて少ないということが1つ。

あとは地理的な問題として、玉里地区の幼稚園や石岡の幼稚園に通っているお子様もいると聞いております。

●中村委員

ということは、人数的にも、周りの環境においても、一時的に申込が無いわけではなく、今後も申込は見込めないだろうという見解ですね。

○学校教育課長

はい。

●中村委員

だとすれば、閉園はやむを得ないと思います。

●鶴町委員

竹原小学校区の2歳児が3歳児より11名多い。この子らが幼稚園に入園してくれればいいが、単純に人数が増えるだけでは期待はできないか。

○学校教育課長

保護者がどういった就労状態か事務局では把握していないため、個人的な推測になりますが、美野里地区だけでなく元気っ子幼稚園や玉里地区幼稚園のように預かり保育を実施している所でこの申込数ということは、保護者は幼稚園ではなく保育園や認定こども園、或いはもっと長い時間見てくれる所への申し込みを希望していると思います。

○教育長

国で無償化が実現すると、公立は私立に太刀打ちできない。

母親の働き方が以前と変わり、長時間の預かりを希望していると考えます。

●鶴町委員

羽鳥や堅倉や納場は継続するわけですから、受け皿としてはあるわけですので、閉園はやむを得ないのではないのでしょうか。

また、玉里地区では、東小学校区の子ども達が玉里小学校に移動しています。

この現状も竹原幼稚園の問題も、あまり人数が少ないと集団的な勉強が欠けるのではないかという心配があって竹原地区の人は敬遠しているのかなど、少なくなる要因はそこにもあるのではないかと思います。

事務局に聞きますが、来年度は開園する方向ですか？

○学校教育課長

来年以降の希望人数は多分0名で子どもが入ってこないと思いますので、この人数では逆に子どもが可哀想だと思います。

そのため、事務局案としましては休園という形をとらせていただいて、今いる子ども達については他の公立幼稚園、私立幼稚園にスムーズに移行できるよう十分に説明していきたいと考えております。

●鶴町委員

そういう方向でしたら、休園という方向も考えるしかないですね。

○学校教育課長

来年度休園とした場合に、その次の年度の園児募集もどうするかという問題が出てくるのですが、上の学年がいなければ、次の学年も入園を希望する保護者はいないと思います。来年度以降も園児の募集は行わずに、休園という形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○市長

それでは、竹原幼稚園につきましては、休園ということになるとまた難しい問題が起きるということで、廃園を視野に入れながら申込状況を注視していくということ。

さらには、今いる園児については保護者の意見を伺いながら判断するというところでよろしいでしょうか。

●委員一同

はい。

○市長

では、そのように進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

その他ありましたらお話をお伺いしたいと思います。

●鶴町委員

財政的にも厳しい状況下と思いますが、出来るだけ教育予算について、足りないところは補正をお願いして、教育優先で財源の計上をお願いします。

●中村委員

教育委員会で総合評価をおこなった際、資料館関係の事業を拡大という話があり、学芸員取得者の増員をお願いします。

○市長

その他無ければ協議事項は以上となります。

ご協力ありがとうございました。それでは進行を司会に戻します。

○司会

それでは、以上で第2回の総合教育会議を閉会といたします。ご協議ありがとうございました。